

出生届 に伴う諸手続き



手続きには、マイナンバーや本人確認書類の提示、印鑑、追加書類が必要な場合もあります。内子町

	項 目	手 続 き【必要なもの】	問い合わせ先
☐	住民登録	* 出生届により住民票に記載されます。 * 出生届を提出した市区町村と住所地が異なる場合は、住民票に反映されるまでに1週間程度かかります。	住民課 住民異動係 ☎0893-44-6152
☐	住民票コード 住民票に記載のある人に付番する11桁の番号	* 住民登録後、住民票コード通知書をお渡しします。 * 出生届を提出した市区町村と住所地が異なる場合や、父母または同一世帯員以外が来庁をした場合は、後日郵送します。	
☐	マイナンバー（個人番号） 住民票に記載のある人に付番する12桁の番号	* 出生届により付番されます。 * 後日、個人番号通知書が郵送されます。	
☐	内子町国民健康保険	* 内子町国民健康保険証を交付します。 * 勤務先の健康保険に加入している方や、生活保護を受けている方以外は、必ず市区町村の国民健康保険に加入しなければなりません。	住民課 国民健康保険係 ☎0893-44-6152 （保険税について） 税務課 国民健康保険税係 ☎0893-44-6153
☐	出産育児一時金 健康保険や国民健康保険などの被保険者またはその被扶養者が出産したときに支給	* 内子町国民健康保険の方は役場が窓口となります。 * 費用によっては申請の必要がない場合がありますのでご相談ください。 ☆事前手続きをしている方 【受取代理についての同意書・出産費用の分かる明細書・印鑑・世帯主名義の口座のわかるもの・マイナンバーのわかるもの（世帯主と分娩者）】 ☆事前手続きをしていない方 【出産費用の領収書・印鑑・世帯主名義の口座のわかるもの・マイナンバーのわかるもの（世帯主と分娩者）】 * 勤務先の健康保険に加入されている方は、保険者（各健康保険組合または協会けんぽの都道府県支部）へ申請してください。	
☐	いかざき大風合戦 初節句行事について	* 5月5日に開催する初節句行事に参加できます。（満1歳になる年度） * 案内状送付を承諾いただける方は、承諾書を提出してください。	町並・地域振興課 観光係 （内子分庁） ☎0893-44-2157
☐	広報うちこ掲載	* お子さんの住所が内子町の方は「うぶごえ」に掲載できます。 * 掲載を承諾いただける方は、承諾書を提出してください。	総務課 広報係 ☎0893-44-6151

※「口座のわかるもの」とは・・・通帳、キャッシュカード

※「マイナンバーのわかるもの」とは・・・マイナンバーカード、マイナンバーの通知カード（記載事項に変更がある場合は証明にならない場合もあります）

	項 目	手 続 き【必要なもの】	問い合わせ先
☐	児童手当 児童を養育している人に支給される手当	＊出生の翌日から15日以内に、お子さんを養育する方が住民登録している市区町村で請求手続きをしてください。（里帰り出産された方はご注意ください） ＊ご夫婦の場合、原則、所得の高い方が請求してください。 【請求者名義の口座のわかるもの・請求者の健康保険証または年金加入証明書（厚生年金加入者）・マイナンバーのわかるもの（請求者と配偶者）】 ＊請求者とお子さんの住所が異なる場合等は追加書類が必要となりますので、係へお問い合わせください。 ＊公務員や一部事務組合等特別地方公共団体の正職員である人は、勤務先での手続きとなります。 ＊お子さんが児童養護施設などに入所する場合等、支給されない場合もあります。	こども支援課 児童福祉係 ☎0893-23-9255
☐	子ども医療費助成 内子町では、中学校卒業までの保険診療による医療費の自己負担分を助成	＊子ども医療費受給者証を交付しますので【印鑑・お子さんの健康保険証または加入予定の健康保険証】をお持ちください。	
☐	ひとり親家庭等医療費助成 20歳未満の子を扶養しているひとり親とその子など、一定の要件に該当する場合に保険診療による医療費の自己負担分を助成	＊助成要件に該当するか、ご相談ください。	こども支援課 児童福祉係 ☎0893-23-9255
☐	児童扶養手当 ひとり親家庭などで、18歳未満の子を扶養しているなど一定の要件に該当する場合に支給	＊支給要件に該当するか、ご相談ください。	
☐	赤ちゃん訪問	＊保健師が後日、赤ちゃん訪問をします。	保健センター ☎0893-44-6155
☐	障害年金子の加算 障害年金を受けている方が、年金を受ける権利が発生した後に、出生により加算の要件を満たすことになったときには、受けている年金に加算額が加算	＊障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届の提出が必要です。 ＊係にご相談ください。	住民課 国民年金係 ☎0893-44-6152

※「口座のわかるもの」とは・・・通帳、キャッシュカード

※「マイナンバーのわかるもの」とは・・・マイナンバーカード、マイナンバーの通知カード（記載事項に変更がある場合は証明にならない場合もあります）